

2. ジョブ・カード制度の雇用型訓練（キャリア・アップ型）

自社内のパートタイム労働者等を対象に、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練を実施し、能力を向上させた上で正社員への転換を図ることができます。この訓練を実施する事業主には、上記1のキャリアアップ助成金が支給されます。

訓練実施計画の作成方法や訓練基準の詳細、手続き等については、全国各地の主要な商工会議所に設置されている地域ジョブ・カード（サポート）センターにお問い合わせください。

ホームページ：<http://www.jc-center.jp/link/index.html>

3. 中小企業退職金共済制度

独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営している中小企業を対象とした社外積立型の退職金制度です。新しく制度に加入する事業主に対しては、掛金の2分の1（上限5,000円）を加入後4か月目から1年間、また掛金月額を増額する事業主に対しては、増額分の3分の1を増額月から1年間、国が助成します。

掛金月額は、通常5,000円～30,000円のところ、パートタイム労働者（1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者よりも短く、かつ30時間未満である場合）については、2,000円、3,000円、4,000円（新しく制度に加入する事業主に対する国の掛金助成は、掛金の2分の1の額にそれぞれ300円、400円、500円を上乗せした額となります。）の特例掛金の選択も可能となっており、加入しやすくなっています。

○中小企業退職金共済制度の詳細については、下記までお問い合わせください。

（独）勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 Tel：03-6907-1234